

令和2年 第9回

教育委員会定例会会議録

令和2年9月9日

中央区教育委員会

令和2年第9回教育委員会定例会会議録

開会日時 令和2年9月9日(水) 午後2時00分
場 所 中央区保健所大会議室
出席委員 中央区教育委員会教育長 平林治樹
委 員 窪木登志子
委 員 本宮典幸
委 員 伊東佳子
委 員 渥美哲夫

説明のために出席した事務局職員

次 長 生島憲
庶務課長 俣野修一
学務課長 植木清美
学校施設課長 染谷修一
教育支援担当課長 細山貴信
統括指導主事 上原史士
統括指導主事 清水浩和
図書文化財課長 志賀谷優

書 記 中央区教育委員会事務局
教育行政推進係長 一瀬知之
教育行政推進係員 宮崎真里

開 議 午後2時00分平林教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教 育 長 平林治樹
委 員 本宮典幸

- 日程第1 議案49号
中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則の制定について
- 日程第2 議案第50号
中央区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第3 議案第51号
中央区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第4 報告事項
各課事業報告について

教 育 長 ただいまから、令和2年第9回教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、本日の会議録署名委員を指名します。本日は本宮委員にお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第49号と、日程第2、議案第50号は関連がありますので、一括して議題といたします。議案第49号及び議案第50号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教 育 長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第49号「中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定」について、

議案第50号「中央区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の制定」について、それぞれ提案説明。

教 育 長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

窪木委員 6月に改正された「中央区立学校設備使用料条例」の別表2を見ると、阪本小学校屋内体育館の使用料は、1,800円となっていますが、議案第50号では、「阪本小学校屋内体育館の使用料を1,500円に改める」となっています。同様に、阪本小学校校庭のテニスでの利用についても、昼間・夜間とも条例と議案第50号では使用料の金額が違います。この金額の違いについて、ご説明いただけますか。

学校施設課長 学校設備の使用料については、条例で上限を定め、その範囲内で実際の使用料を規則で定めるという規定があります。

設備使用時の光熱水費を負担していただくということで、条例で定めた額の8割程度の金額を実際の使用料として、規則で設定しています。

窪木委員 分かりました。条例の金額は上限ということですね。

教 育 長 ほかにご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいですか。ほかに、ご質問等がないようですので、順次、お諮りいたします。

議案第49号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決され

ました。

次に、日程第3、議案第51号を議題といたします。議案第51号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第51号「中央区文化財保護審議会委員の委嘱」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、報告事項のうち(1)、(2)について報告をお願いします。

学務課長 「令和3年度小・中学校新一年生、幼稚園の就学(園)事務」について、資料1により報告。

「令和2年度区立学校・幼稚園周年行事の実施予定日の変更」について、資料2により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いします。

渥美委員 「令和3年度小・中学校新一年生、幼稚園の就学(園)事務」について、お聞きします。就学事務のスケジュールを見ますと、小学校の特認校制度の受付は10月21日までで、就学時健康診断の日程が11月4日から26日に行われます。就学時の健康診断は、学校ごとに日程が決まっていますが、このスケジュールで、就学する学校の健康診断に間に合うのでしょうか。

学務課長 就学時健康診断は、特認校を希望している場合も通学区域の学校で受けていただくことになっています。対象のお子さんがいらっしゃるご家庭には、ご自宅あて送付した「小学校入学案内」でその旨、ご案内しています。

渥美委員 分かりました。新1年生になる子どもたちは皆、居住している学区域の小学校で健康診断を受けるのですね。

学務課長 はい。特認校を希望する場合は、11月の抽選の結果によって入学先が決まりますので、通学区域の小学校で健康診断を受けていただきます。個別の事情により指定校を変更する場合は、その手続きが10月以前となりますので、入学する小学校で健康診断を受けることになります。

就学時健康診断の日程は、学校と学校医の先生で決めていただいています。

渥美委員 わかりました。ありがとうございました。

教育長
伊東委員 ほかにご質問等ございますか。
 就学時健康診断についてお聞きします。指定校変更した場合は入学する学校で受けられますが、特認校の場合は通学区域の学校で受けることになるということです。特認校に入学する児童の就学時健康診断の結果は入学する学校の学校医の先生に引き継がれるようなシステムはあるのでしょうか。

学務課長 特認校に入学するお子さんについては、健康診断の結果などを通学区域の学校から報告しています。

伊東委員 ありがとうございます。

教育長
窪木委員 ほかにご質問等ございますか。
 学校公開や就学時健康診断時に、新型コロナウイルス感染症への対策としてどのような配慮をされているのでしょうか。十分ご配慮いただいていると思いますので概要をお聞かせください。

学務課長 就学時健康診断については、密にならないように工夫して実施します。大規模校では、受付の時間を分けるなどの対応を検討しております。
 学校公開についても、各学校で対策を行っていますが、密にならないように実施します。

窪木委員 よろしく申し上げます。

教育長
渥美委員 ほかにご質問等ございますか。
 特認校の学校公開について質問します。泰明小学校は10月17日に新一年生向け学校公開、京橋築地小学校も10月17日に学校公開・セーフティ教室が行われますが、ほかの3校は10月21日の特認校の申込が終わった後に学校公開が行われます。この辺りをどのようにお考えでしょうか。

学務課長 学校公開は、特認校だけでなくすべての学校で、入学予定のお子さんも含む保護者や地域の方向けに行っています。
 例年、特認校では、その学校への入学を希望する方に向けて、教育方針や特色について説明する学校説明会を行ってありますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しないことになりました。特認校に申込みか迷っていて、直接学校に行ってみたいという方もいらっしゃると思いますが、教育方針や教育活動の様子については、学校のホームページ等に掲載されていますので、ご覧になっていただくという形をとります。

渥美委員 ホームページなどで学校の様子を確認した上で、実際に学校を見てみたいという要望があったときには、それに応えることはできるのでしょうか。

学務課長 そういったご希望についての対応は、コロナ禍でもありますので、今後検討したいと思いますが、今年度は、学校説明会を開催せずに、ホームページ等で教育方針や特色を見ていただいて、お申込みいただきたいと考えております。

渥美委員 はい、分かりました。

学校施設課長 「意見・要望」の3件目、4件目について、資料5により報告。
図書文化財課長 「意見・要望」の5件目、6件目について、資料5により報告。
教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いします。
窪木委員 1件目、2件目についてお尋ねします。
1件目のNO. 420は、子育て支援全般に対するご意見・ご要望で、ご報告いただいた内容は、その中で教育委員会が担当する部分ということだと思います。複数の部署に関係するご意見・ご要望なので、どのように回答されたのか回答方法を教えてください。
2件目のNO. 449は、就学援助の対象要件に該当するかどうかは、申請者が独自で判断するのではなく教育委員会が認定の可否を判定するという回答ですが、申請は保護者が行うと思います。支給対象要件に当てはまるのかどうかを判断する基準額の計算方法を公表しない理由など、もう少し詳しくご説明をお願いします。

学務課長 1件目のNO. 420については、窪木委員のご指摘のとおり、ご意見の大半は福祉保健部が担当している内容だったのでそちらの回答とこの教育委員会の回答を併せて書面で回答しました。
2件目のNO. 449については、就学援助の基準額の算定方法が、世帯を構成する人数や年齢によって変わるため、ホームページにその計算方法を載せて、保護者の方に計算していただくことで、正しく計算すれば対象になるのに、対象外だと思って申請を見合わせてしまうことが考えられるので、申請していただいて教育委員会で対象となるかどうか判断したいと考えています

教育長 自分で世帯の人数などをあてはめて、基準額を算定できるような計算式をホームページに載せてほしいというご意見なのですが、ケースによっては算定方法が複雑なので、計算の仕方を間違えてしまうと、対象外だと思って申請をしない、逆に対象外なのに対象だと認識してしまうことも考えられます。間違いがなくシミュレーションできるように、今後、検討の余地はあると考えていますが、現状では、ご自身の判断でなく、申請書をご提出いただいて、判定は教育委員会が行っていきたいということです。

窪木委員 保護者が申請しなければ支給対象にならないので、ケースによってさまざまであることを注釈したうえで、主なケースの計算方法を載せるなど、今後、ご検討いただければと思います。

教育長 ほかにご質問等はございますか。
(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。これで、本日の日程は終了しましたが、委員の皆さまからご意見等がございましたらお伺いします。

本宮委員 本区では、1学期の間は幸いにも新型コロナウイルスに感染した児童・生徒

はいませんでした。今後、感染者が増えていくことが予測されます。児童・生徒が感染した場合、消毒と濃厚接触者の特定作業が行われ、その期間、臨時休業になるわけですが、感染する児童・生徒が増えて、短期的にそれが繰り返されることも考えられます。今後の対応についてお聞きしたいと思います。

学務課長 児童・生徒が感染した場合、3日間の休校を基本に考えております。3日間というのは、ウイルスの生存期間に余裕を見てというところ、保健所が濃厚接触者の確認を行うのに必要な期間です。児童・生徒の感染は、家族が感染してその濃厚接触者とされて、数日前から学校を休んでいたケースが多く、学校・幼稚園では、日々しっかりと消毒作業を行っていますので、改めて消毒作業をする必要がなく、濃厚接触者もすぐに確認できるという場合など、休校の対応をしていない区もありますので、保健所と協議しながら本区の今後の対応について検討して行きたいと考えています。

本宮委員 長い臨時休業が終わり、ようやく学校が始まったという経緯もあり、感染による臨時休業が繰り返されると、授業の遅れなど弊害が出てくると思います。柔軟な対応ができるように、ご検討いただきたいと思います。

また、イベントや学校行事についても、子どもたちのために、なんとか実施できるような工夫や検討も併せてお願いしたいと思います。

教育長 本宮委員のご意見のとおり、今年度は子どもたちが楽しみにしていた学校行事が中止や延期になっている状況です。特に卒業を控えた子どもたちの思い出に残るようなことができないか、今後、検討して行きたいと思います。

ほかにご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。これで、本日の委員会を閉会します。
ありがとうございました。

午後2時38分 教育長閉会宣言

署名委員